

豊川市物品納入等指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 豊川市が施行する物件（建設用資材を除く。以下同じ。）の製造、買入れその他の納入業者（以下「業者」という。）の指名選定については、この要綱の定めるところによる。

(選定基準)

第2条 業者を指名しようとするときは、物品納入等入札参加資格者名簿に登録された業者のうちから、過去の納入実績、手持ちの契約件数、契約の履行状況等を十分考慮して適性に行わなければならない。この場合において、市内に事業所を有する業者を優先に、選定するものとする。

2 予定価格が1000万円以上の物件の製造、買入れその他については、豊川市入札等審査委員会の審査を経なければならない。

ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、その都度協議して定める。

(指名業者数)

第3条 指名業者数は、施行する物件の製造、買入れその他の予定価格に応じ、原則として、次のとおりとする。

30万円未満	3社
100万円未満	4社
500万円未満	5社
500万円以上	6社

ただし、施行する物件の製造、買入れその他の種類により上記によりがたい場合はこの限りではない。

(選定の内申)

第4条 第2条に規定する業者の指名選定は、担当課長等の内申に基づき行うものとする。

(随意契約の業者選定)

第5条 随意契約による場合は、その理由及び業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。